

## 学校法人九州学園ハラスメント調査委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人九州学園ハラスメント等防止規則第28条第1項の規定に基づき、学校法人九州学園ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (審議事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントに係る被害に関して調査・審議すること。
  - (2) ハラスメントに係る当事者の申立等を聴取すること。
  - (3) その他ハラスメントの被害が起きた場合の調査・審議するために必要な事項。
- 2 調査委員会は、ハラスメント等に係る事実関係を調査し、2月以内に調査結果をまとめ、委員長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、調査期間を延長することができる。

### (構成)

第3条 調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 2 調査委員会の委員は、ハラスメント防止委員会委員のうちから、委員長が指名する。（半数以上は女性とする。）
- 3 前項の委員は、理事長が委嘱する。
- 4 第1項の調査委員の氏名は公開しない。

### (委員長)

第4条 調査委員会に委員長を置き、ハラスメント防止委員会委員長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、調査委員会を収集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

### (会議)

第5条 調査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 調査委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の出席)

第6条 委員長が特に必要と認めたときは、調査委員会の同意を得て、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (審議結果の報告)

第7条 委員長は、調査委員会の審議結果をハラスメント防止委員会委員長に報告するものとする。

(委員会の解散)

第8条 調査委員会は、前条の報告が終了したときは解散する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10条 この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

第11条 調査委員会の事務は、総務課で処理する。

附 則 (平成28年9月15日)

1 この規程は、平成28年9月15日から施行する。

2 学校法人九州学園セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程(平成11年9月24日)は、廃止する。